

年度 特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書

北区長殿

年 月 日

納税義務者 住所 _____
 氏名 _____ (印)
 生年月日 _____ 電話番号 _____

提出者 住所 _____
 氏名 _____ (印)
 電話番号 _____

1 確定申告で申告した上場株式等の配当・譲渡所得等

		配当割額・譲渡所得割額	
上場株式等の配当所得等	総合課税	円	円
	分離課税	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

2 住民税で申告する上場株式等の配当・譲渡所得等

(1) 住民税での取り扱いについて①か②に○をしてください。

- ① 上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では申告不要とします。
- ② 上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では以下の通りとします。

(2) ②を選択した場合は、住民税で申告する上場株式等の所得額およびその所得に対する配当割額・譲渡所得割額を記入してください。

		住民税で申告する上場株式等の所得額	配当割額・譲渡所得割額
上場株式等の配当所得等	総合課税	円	円
	分離課税	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

3 住民税の繰越損失額

申告不要とした損失があり、所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合は住民税の繰越損失額を記入してください。

上場株式等の配当所得等	本年から差引く繰越損失額	円
上場株式等の譲渡所得等	本年から差引く繰越損失額	円
	翌年以降に繰り越される損失額	円

※申告不要とした損失がある場合、その損失は翌年以降へ繰り越してできません。

この申告書の記載誤りや添付書類の不備などがあり、内容が判断つかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

受付1点	受付2点	入力1点	入力2点

特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書について

この申告書は上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡所得について、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税することを希望する際に提出が必要となります。

※対象となる上場株式等の配当所得など及び譲渡所得は、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収されているものです。

1 申告に必要な書類

- ・特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書
- ・確定申告書、付表の控（写）
- ・年間取引報告書・支払通知書等所得の内容がわかる書類（写）

2 申告期限

その年度の納税通知書・税額通知書が送達される日までに、申告書を提出しなければ、所得税と異なる課税方式を選択することができませんのでご注意ください。

3 特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書記載要領

令和〇年度 特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書

北区长殿 令和〇年〇月〇日

納税義務者 住所 北区上子木町〇-〇-〇
 氏名 北区 太郎 @
 生年月日 昭和〇年〇月〇日 電話番号 03 (3908) 1111

提出者 住所 同上
 氏名 @
 電話番号

1 確定申告で申告した上場株式等の配当・譲渡所得等

		総合課税	分離課税	配当割額・譲渡所得割額
上場株式等の配当所得等	総合課税	100,000円		10,000円
	分離課税		100,000円	10,000円
上場株式等の譲渡所得等		100,000円		10,000円

2 住民税で申告する上場株式等の配当・譲渡所得等

- (1) 住民税での取り扱いについて①か②に○をしてください。
- ① 上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。
- ② 上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では以下の通りとします。
- (2) ②を選択した場合は、住民税で申告する上場株式等の所得額および配当割額・譲渡所得割額を記入してください。

		住民税で申告する上場株式等の所得額	配当割額・譲渡所得割額
上場株式等の配当所得等	総合課税	100,000円	10,000円
	分離課税	100,000円	10,000円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

3 住民税の繰越損失額

申告不要を選択した損失があり、所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合は住民税の繰越損失額を記入してください。

上場株式等の配当所得等	本年から差引く繰越損失額	100,000円
上場株式等の譲渡所得等	本年から差引く繰越損失額	0円
	翌年以降に繰り越される損失額	-600,000円

※申告不要とした損失がある場合、その損失は翌年以降へ繰り越してできません。

(例) 前年からの繰越損失 700,000 円の場合

住民税	本年から差引く繰越損失額（配当所得）：100,000円	所得税	本年から差引く繰越損失額（配当所得）：100,000円
	本年から差引く繰越損失額（譲渡所得）：なし		本年から差引く繰越損失額（譲渡所得）：100,000円
	翌年以降に繰り越される損失額：-600,000円		翌年以降に繰り越される損失額：-500,000円

※この例では、所得税と住民税で翌年以降に繰り越される損失額が異なります。このような場合は翌年以降の申告の際に注意してください。

1 確定申告の際に申告した上場株式等の配当・譲渡等の所得金額および住民税の配当割額・譲渡所得割額について記入してください。

(例) 上場株式等の配当所得（総合）：100,000円
 上場株式等の配当所得（分離）：100,000円
 上場株式等の譲渡所得：100,000円

2 (1) 上場株式等の配当・譲渡等の所得金額について、住民税での取り扱いを①、②に○をして選択してください。

(2) ②を選択した場合は、住民税で申告する所得額および申告した所得に対する住民税の配当割額・譲渡所得割額を記入してください。

(例) 上場株式等の配当所得（総合）：100,000円
 上場株式等の配当所得（分離）：100,000円
 上場株式等の譲渡所得：申告不要

※損益通算する前の金額を記載してください。

※同一口座内の配当所得は申告するか申告不要とするかを統一してください。ただし、譲渡損失を申告する場合は、同一口座内の配当も併せて申告してください。

3 所得税と住民税で異なる課税方式を選択したことにより、所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合に住民税の繰越損失額を記入してください。その際は、過年との整合性を確認してください。